

平和の森公園「占有許可申請」利用案内

平和の森公園で次のような活動を行う場合、事前に許可申請が必要です

1. 区民団体による公共的・公益的な活動
 - ◆ 町会・自治会等による親睦活動（地域祭り、盆踊りなど）
 - ◆ 地域での防災訓練
 - ◆ 老人クラブ等が行う活動（ゲートボール練習など）
2. 公共団体等が後援または協賛する活動
3. テレビや写真撮影
4. 学校等行事（遠足、防災訓練など）
5. その他

【申請受付】

上記の活動で利用する際は、利用する月の前月 1 日から利用日の 3 日前まで「麒麟レモンスポーツセンター」窓口にて申請を受け付けます。

申請には当ページ下部に添付の①「公園の臨時的占有許可申請書」、②「申請に係る誓約」の提出が必要となります。

撮影での利用の場合、その他にも提出書類が必要となりますので下記に別途記載致します。

撮影許可について

ロケーション（映画、テレビ、ビデオ撮影）やアマチュアカメラマン等を対象とした団体による撮影会（モデル、風景等を対象）で、他の利用者に迷惑の掛からない程度の小規模のものに限る。

【下記のような場合、占有許可できません】

- ① 騒音や占有区域外に迷惑を及ぼし、地域交通に支障を生じる恐れのある撮影
- ② 他の利用者等に誤解を招く恐れのあるもの、公序良俗に反するもの、その他危険と思われる内容の撮影
- ③ 公園内ルールで禁止している行為を行う撮影
- ④ 動物を持ち込む撮影
- ⑤ 大道具、小道具、レーン、クレーン、台車、発電機などを持ち込んでの撮影
- ⑥ その他過去に占有し、事前の指導に従わず近隣から苦情等が寄せられた企業・団体の申請

【 利用できる時間 】

平日の8：30～19：00までです。

土日・祝日は近隣住民等に配慮し許可はしていません。

なお、占用利用時間には準備・片付けの時間も含まれます。

【 占用利用料金 】

規定で定める占用料がかかります。

● ロケーション利用料 1時間あたり 14,625円

● 写真撮影 1時間あたり 1,675円

※お支払いいただいた占用料はいかなる理由であっても返金できません。

雨天等により順延が予想される場合は事前に撮影日の変更申請をお願い致します。

【 申請方法 】

上記に記載した申請書類に加え、以下の資料をご用意ください。

- ・当日の撮影内容がわかるもの（企画書、脚本、絵コンテ、チラシなど）
- ・撮影に関するスタッフの人数・役割がわかるもの
- ・公園施設、利用者に対する保護措置の内容がわかるもの

その他、ご不明な点は施設まで直接お問い合わせください。